

平成 29 年 11 月 24 日

学位請求論文（課程博士）審査報告

学位請求論文： パリ・コミューンにおける人民主権の展開  
— 公教育をめぐる区行政組織と民衆運動の考察から —  
学位請求者： 文学研究科博士後期課程歴史学専攻 高橋則雄

審査委員

主査 文学部教授	近江 吉明
副査 文学部教授	日暮美奈子
副査 東京大学准教授	長井 伸仁

審査結果

平成 29 年 10 月 10 日、文学研究科委員会は、高橋則雄さんからの請求論文を受理することを承認し、審査を文学研究科の教員近江吉明と同教員日暮美奈子、東京大学准教員長井伸仁に付託することを決定し、主査を近江吉明とすることを承認した。

付託を受けた審査委員会は、専修大学学位規定第 13 条 1 項に基づき、高橋則雄さんに対して最終試験を行なうこととし、同 23 条に基づき口頭試問による審査によって最終判断することに決定した。また口頭試問は公開で行なうこととした。

審査委員会は、提出された学位請求論文（「パリ・コミューンにおける人民主権の展開 — 公教育をめぐる区行政組織と民衆運動の考察から —」）を精査するとともに、平成 29 年 11 月 24 日（金）14 時より 16 時まで、高橋さんに対して口頭試問を行ない、協議の結果次のような結論に達したので報告する。

審査委員会は、高橋則雄さんの学位請求論文を博士の学位を授与するに値する論文と判定する。

以上

平成 29 年 11 月 24 日

学位請求論文（博士課程）審査報告書

高橋 則雄

パリ・コミューンにおける人民主権の展開  
—公教育をめぐる区行政組織と民衆運動の考察から—

審 査 委 員

(主査) 文学研究科教授 近江 吉明  
(副査) 文学研究科教授 日暮美奈子  
(副査) 東京大学准教授 長井 伸仁

本学位請求論文は、パリ・コミューンにおける人民主権の展開を、公教育をめぐる区行政組織と民衆運動を考察することを通じて明らかにすることを目的としている。さらに、1871年段階のパリの民衆運動が、フランス革命展開下の山岳派主導の国民公会期におけるパリのセクション・民衆協会で活躍する民衆活動家の運動と、主権の行使を目的とするという点で通底することを強調している。

従来、パリ・コミューンの歴史的評価は、これまでの時代状況に応じた、特定の歴史解釈に基づいた単純なコミューン像を作り出す傾向にあった。それは、パリ・コミューンの中枢機関であった議会や各種委員会が、上からの指導によって地域を動かしたというものであり、それもインターナショナル派が大きな影響力を持っていたという言説が支配的であった。それに対し、本論文は公教育をめぐる展開を、20区あるパリの各区にまで入り込み分析対象を絞り込む方法を駆使し、下からの多様な民衆の動きを史料の精査を通して浮き彫りにしようとしている。

審査委員三名は、本学位請求論文を問題関心・研究の先進性、論文構成上の説得性、研究の到達点、史料・文献収集の広さと実証性、将来展望の観点から審査した。また、公開の口述試験において、直接、請求者本人より上記の審査観点についての判断材料を得た。

### 1、問題関心と本研究の先進性について

本研究は、パリ・コミューンにおける公教育の検討に関する従来の研究が、パリ・コミューンの中枢機関である教育委員会等の意志決定に関心が集中し、とりわけ、インターナショナル・パリ支部が大きな影響を与えたという言説が一人歩きしている現状を批判しようとしている。具体的には、パリ・コミューン期における公教育をめぐる民衆と民衆組織の係わりを実証しながら、そこに人民主権の思想がどのように認識され展開されたのかを見ることによって、パリ・コミューンの全体像に修正を迫ろうとしている。また、人民主権に基づく公教育案についての議論がフランス革命期の山岳派独裁下に始まっていることを考察し、パリ・コミューン期との直接的な連関を見出そうとしている。以下、本研究の先進性を挙げることにする。

まず、最初に強調すべきは、パリ・コミューン期における命令的委任を受けた議員と選挙民との間の諸関係を明らかにしようとしている点である。とりわけ、議会（教育委員会）—区行政（区教育行政組織）—教育組織（学校）という中央行政が垂直に貫徹される、上からの公教育の動きに対して民衆の意志がどのように表明され反映されたのかに照準を定め、パリ各区の多様な対応を多角的に捉えている。公教育に注目してパリ・コミューンを見直そうとした意欲的な研究であるといえる。

その分析の対象となったのは、各区、各地域の「監視委員会」や「民衆クラブ」であったが、これら民衆組織の構造を詳細に検討することによって、その水平的な相互関係が民意を育み、支え、高める機能を汲み取っている。筆者は、それらの痕跡を陸軍省文書館に収蔵された「民衆クラブ」等の議事録の読み込みによって、つなぎ合わせるという作業により、そ

れらの実態に迫っている。

次いで注目すべきは、パリ・コミューンの議会や民衆組織においてその行動の原理とした思想の源泉はどこにあったかの検討に注目した点である。従って、この場合の分析視角は、フランス革命期の山岳派独裁下の教育政策を教育史の視点で通史的に捉え、その歴史的意味をみるというのではなく、同時期のパリ各区に存在した「セクション」や「民衆協会」における教育に対する要求の実相に迫ることによって、公教育をめぐる革命政府の上からの政策と革命に期待した生活者としての民衆の願いがどこにあり、どのような主張として表明されていたのかを探ろうとしている。

具体的には、「ルペルティエ案」と「ブキ工案」という、国民公会によってなされた公教育案（義務、無償、非宗教化）の検討の推移と、それにかかる民衆組織の請願や決議の比較分析によって、この時期の議会と民衆の関係を浮き彫りにして、本来「人民主権」を重視し、その原則で共和主義を実現するはずだった革命権力側の現実的な「妥協的」認識との齟齬を読み取っている。

以上のように、本研究の先進性は公教育の在り方をめぐる民衆や民衆組織の係わりを問題にし、共和政国家における人民主権の困難な歩みとその課題を明らかにしようとするところにある。

## 2、論文構成の説得性と研究目的の到達点について

本論文は、「序章」と「終章」を別としてⅡ部編成で、全4章から成り立っている。

### 序章

第Ⅰ部 パリ・コミューンにおける公教育の検討

第1章 パリ・コミューンの権力構造

第2章 パリ・コミューンと民衆組織

第Ⅱ部 フランス革命期の公教育検討とパリ民衆組織—モンターニュ派国民公会期（1793～1794年）を中心に—

第3章 モンターニュ派国民公会期における公教育案の検討

第4章 民衆組織が求めた公教育案

終章

上記のような構成を持つ本論文は各章ごとに課題を設定し、それらを順次論証するという形式をとっている。

序章での「問題の所在」では、本論文の目的および課題が提起される。パリ・コミューンにおける民衆組織による公教育の改革運動の考察を通じて、人民主権の展開の過程を明らかにし、その運動の思想的源泉がモンターニュ派国民公会期の検討過程にあることを確認することであるとされる。

第1章では、パリ・コミューン議会と教育委員会、各区の行政組織や民衆組織の関係を共時的ならびに通時的な観点での分析を通じて以下の点を明らかにしている。

(1) 民衆たちの運動の中核を担った国民衛兵や20区共和主義中央委員会、インターナショナル派による声明・宣言等の確認によって、パリ・コミューンの成立となったのが、まず、パリ市の自治権の確認にあつたことを強調する。

(2) 公教育政策を担当した教育委員会が途中で大きな改変を実施したが、この改変は、地域の教育活動と深く関係していたと捉えている。

(3) パリ・コミューンの構造の特徴を明らかにすることが、中央（コミューン）と各区（地域）との関係を見るときに重要である。そのため、区におけるさまざまな様態の行政組織の存在を確認した上で、コミューン議会との関係を第11区、12区、17区を比較し、区行政における教育委員会や学校行政の実態については、第3区、7区、8区、12区、17区の状況を史料上で確認している。

(4) 公教育を受ける児童と保護者をとりまく社会状況と識字率の相関関係の分析から、保護者の公教育観や児童の就学実態を掌握することが出来るとする。

第2章では、民衆組織の形成過程と実際の活動の考察を通して、パリ・コミューン下における人民主権の行使状況を以下のように明らかにしている。

(1) 帝政下の第20区メニルモンタン地区で開催された公開集会などでは、臨時国防政府期の教育問題をテーマとした議事録を引用し、教育問題が課題となっていることを明らかにしている。また、臨時国防政府期において形成された民衆組織である、監視委員会の開催状況からテーマの設定や集会の運営方法を分析し、第4区の「社会主義クラブ」にみられるように、組織が公然集会（受動的会員）と非公然組織（能動的会員）へと二重構造化することを浮き彫りにしている。

(2) 民衆クラブについては、集会における議題の設定や運営方法などの比較分析の結果、民衆組織としての基本原則（会員全員の平等性）は維持されていたことを、議長、議長補佐、事務局の選出体制の在り方を通して確認している。さらに、民衆クラブとその会員たちが実際に関与していた行政機構が、地区行政を担う区役所であることを、区の行政委員会に占める民衆組織関係者の比率から導き出している。

第3章では、フランス革命の山岳派独裁期の「ルペルティ工案」や「ブキ工案」などの教育案をめぐる国民公会議員の動きや、それぞれの教育案のどの部分が議論の対象となり、それがどのような問題として顕在化したのかを分析している。

(1) 「ルペルティ工案」の検討過程の分析から、その中心課題となっていた公教育の理念をめぐる議論に見え隠れする「無償制」、「義務制」、さらには「民衆イメージ」についての認識に迫っている。その結果、国民公会議員の意見に共通していたのが、理想とする新しい国家体制「共和国」を建設するために、最小限の国庫負担で実施できる公教育を目指すことにあったとする。その具体的な実施案の一つとして提示された「全寮制の初等教育」導入についても、父母と児童との隔絶がもたらす負の側面や、それを支える財政的負担の重さなど

の指摘の前に、ついには「義務制」を削除して可決されたことが確認されている。さらに、この考察を通して、議員たちの公教育の在り方に関する議論の中に、圧倒的多数の貧しい民衆を主体とする社会の再建、「共和国」の建設という方向性が全く示されていなかったことを見抜いている。

(2) 「ブキエ案」についての議論の分析からは、国民公会内部の政治的抗争が激化し、公安委員会とそれに結び付いた勢力が推し進めようとした「徳の共和国」の建設のための手段として公教育が構想されたことが再確認されている。そして、これらの検討からクローズアップされるのは、公教育を検討する立場にある議員たちの理想や希望の限界と、政治的思惑の優先という弊害であるという。つまり、公教育の「義務制」や「無償制」のねらいが、多くの民衆の人権や彼らの社会的平等の実現をめざすものではなく、議員たちが求める「共和国」という国家体制に相応しい人間を育成するためであったことが明らかにされている。すなわち、民衆の自律的な組織や取り組みを重視する「人民主権の共和国」ではなく、民衆たちがその主権を議員たちに委ねる「国民主権の共和国」が目指されたのであると結論付けられている。

第4章では、共和国の建設という名目の下で、民衆たちを教化するための公教育案を推進する議会に対して、パリのセクションや民衆協会といった民衆組織の中でもあるべき公教育めぐり議論のあったことを考察している。

(1) 民衆組織で検討された教育案は、具体的であり、しかも山岳派独裁下で流動化する政治状況や、議会や検討委員会で進められた公教育案をめぐる論争の影響を受けつつ、各セクション独自の社会的結合関係やそこで展開されていた経済・産業活動を反映した教育案であったことを明らかにしている。とりわけ、「ブキエ案」の前半部分が承認され、法として施行された1793年末から1794年4月までの期間、民衆組織がこれに対して多様な方法で対応し具体的な要望、決議、申請を行なっていたことを実証している。つまり、教育案としての体系性は別としても、それぞれの問題について、民衆組織が自律的検討を加えていたことが跡付けられている。

(2) 「ブキエ案」に関する検討委員会などでの審議過程にみられる追加や変更には、民衆組織に対する議会側の禁止や圧力といった姿勢として表れ、科学的、学術的あるいは教育的な権威の排除という形で顕在化していたことを明らかにしている。そのことは、議会が民衆組織の役割を教育法に含めることによって、表面的には民衆組織を尊重する体裁をとりながら、実際には民衆組織の役割を固定化し、限定する方向を目指したこと意味したとしている。それは、93年憲法を一度は成立させた議会の議員たちが徐々に民衆たちから離反し、やがてはテルミドールの反動によって凋落を迎える過程であることを強調している。

終章では、各章の成果を整理し、それらを全体的に組み直し本研究のまとめとしている。すなわち、パリ・コミューンにおける公教育をめぐる民衆と民衆組織の運動が、地域の実情に応じた、民衆たちによる独自な運動として自立的に進められたこと。この動きはフランス革命期の山岳派独裁下においても確認されたと結論付けている。

このように、本研究では、①法令集、②統計書、③議会調査記録、④官報、⑤布告・声明ポスター、⑥パリ市文書館史料、⑦パリ警視庁文書館史料、⑧陸軍省文書館史料、⑨フランス国立文書館史料などを大量に用いて、詳細な史料批判を行ない、民衆、民衆組織、民衆運動の視角から迫り公教育をめぐる議論の特徴を明らかにしている。以上の点から、本研究で意図した研究目的は十分にクリアできたと言える。

### 3、史料・文献収集の広さと実証性について

本研究の特色の一つは、問題意識の先進性とその実証の深さにあるが、それらは豊富な一次史料による論証と、関連する先行研究文献の詳細な批判とそれらの成果の正確な活用によって裏付けられている。それは各頁の注表記や巻末の「史料・文献一覧」に如実に表れている。

とりわけ、パリ・コミューン崩壊前後の火災と混乱ためにコミューン側の記録文書が消滅したとされていて、とくにパリ・コミューン期の民衆組織の役割に関する史料が少ないとされる中で、それでも鎮圧軍側が押収し、軍事法廷で使用した関係文書の活用は本研究の核となっている。パリ市文書館、パリ警視庁文書館、陸軍省史料館などに所蔵されている史料と共に本研究の実証性を高めている。また、「官報」、「布告・声明ポスター」、「新聞」などの活用は重要な補強史料となっている。山岳派独裁下の公教育論議に関しては、『ミシェル=ベルンシュタイン文庫』（専修大学図書館蔵）とフランス国立文書館所蔵のマニュスクリプトが利用されている。その他にも、フランス国立図書館（フランソワ=ミッテラン館、リシュリュー館）所蔵の史料による裏付けがなされている。

さらに、その他の関連する二次文献としての先行研究文献は単行本・論文ともにほぼ完全に近い形で確認されている。また、それらの読み込み、批判が丁寧になされていて、それぞれの成果と課題が明示されている。

以上の点から、史料・文献収集とそれらの活用が十分に行なわれていると判断できる。

### 4、研究の展望

本研究は、以上のような成果を持ちながらもいくつかの課題のあったことが指摘される。まず、命令的委任の原則についてである。理念としては、フランス革命期であれパリ・コミューン期であれ、たびたび確認されながらも、実際にはそうでなかったとの事実を軽視すべきではないという点である。少なくとも各選挙区の民衆一般の願いや要求が個別の議員によって革命政権の国政の場で完全に表明されていたとは考えられない。例えば、フランス革命期の約 8 割を占める農山村民の多様な平等要求はことごとく裏切られていたことは重厚な先行研究によても明らかなことである。

つぎに、「人民」と「民衆」概念についての基本認識問題である。「人民」は、不特定多数の人びとを政治的に位置づける際の概念であり、一方「民衆」は、特定の社会階層・集団を指す概念である。その上で、「民衆」を均質的な社会集団として捉えることには慎重でなければならぬ。

ればならない。また、「民衆」には、運動主体だけでなく生活者の側面もあり、そのようなものとして、「民衆のしたたかさ」の面をも考察する必要がある。

ついで、国防政府が任命した市（区）長と各レベルの行政官たちの監視を目的とする民衆組織としての「監視委員会」の実態やその役割についてである。その設置目的の一つとしての監視委員会とクラブの一体性を図るという狙いはあるが、クラブの「受動的会員」が「能動的会員」の3～4倍にもなるという先行研究の指摘からすれば、真の「民衆」である「受動的会員」の公教育に関する声を断片的にでも拾い出すことが求められる。つまり、思うように動かない「民衆」の姿である。現実的には、監視委員会の関係者が民衆をクラブ会員として勧誘しつつ世論形成を図っていたという事実を前提にしたときに、この時期の「人民主権」認識の実態を示すためにもこの問い合わせ（分析視角）は重要である。

さらに、山岳派独裁期の公教育論議の場面における民衆側の「人民主権」行使能力の実態把握の問題である。本研究ではパリのみの各セクションや民衆協会が分析対象になっているが、命令的委任の実情を考慮すれば、パリ以外の諸地域における独自の動きに関する実証的数据を可能な限り集めることが求められる。派遣議員の存在を前提としても、地方はパリとは違った展開を示している事実は無視できない。地方では、パリ以上に社会的弱者の救済や公教育の無償制や義務制を求める声が大きかったところもある。それらの地方での「人民主権」行使へのベクトルを数地域に限定し比較することは、本研究の分析視角の有効性を高めるためにも重視すべきである。

また、公教育を問題にするときに見過ごすことのできない動きが、男女平等の認識の在り様である。「無償制」「義務制」「非宗教性」は注目されながら、肝心の「男女共学」についてはコンドルセらの公教育案では検討されることであったが、その認識がどこまで深まつたのか、なぜ、「人民主権」が意識されたはずのフランス革命期とパリ・コミューン期にあってもそれが後方に退けられたのかが検討される必要がある。

さらに、本研究に厚みをつけるために必要な考察は、パリ・コミューン前後における公教育をめぐる動きとの関連性を重層的に捉える必要性である。とりわけ、第三共和政期の「調停派」が担った1880年のフェリー法との因果関係という点では、パリ・コミューン期の動きを無視するわけにはいかない。また、その他の諸侧面でも重視すべき問題がある。それは、パリ・コミューン期にあっても、また、山岳派独裁期でも、公教育以外の諸状況の影響についてである。それぞれの同時期の軍事的脅威や「反革命」と総称されるさまざまな妨害策動、また穀物価格高騰などの食糧問題に対しての「民衆」の動向への注目は、「人民主権」の浸透度を見ていくうえで欠かせない分析対象となる。今後の一つの研究の在り方として注目すべきであろう。

最後に、「人民主権」行使の諸側面を類型的に整理する研究と、今日のフランス共和政においても顕在化している共和主義解釈の温度差が、本研究の両時期にあっても「民衆」内部にあるという問題についての更なる研究が必要である。

## 5. 口頭試問について

近江、日暮、長井の三委員によって行なわれた口頭試問では、本学位請求論文提出者は、三委員からの統括的質問と個別的質問に対し、適切かつ明快に答えられ、これに十分に対応されたと判断した。